

精神病院実地審査非常勤嘱託員に関する設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、精神病院実地審査非常勤嘱託員（以下「精神病院実地審査医」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 精神病院実地審査医は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とする。

(職務)

第3条 精神病院実地審査医は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の4に関する次に掲げる診察等を行うものとする。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条に関する判定

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条に関する判定

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条に関する判定

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第36条に関する判定

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6の規定に基づく実地指導及び実地審査

(定数)

第4条 精神病院実地審査医の定数は、10人以下とする。

(報酬)

第5条 市長は、精神病院実地審査医に対して、日額16,000円の報酬を支給する。

(任用)

第6条 精神病院実地審査医は第3条に規定する職務を行うために必要な実務経験有し、かつ、人権に配慮できる者として健康福祉局長が選考の上、市長が任用する。

2 精神病院実地審査医の任用期間は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第7条 精神病院実地審査医は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 精神病院実地審査医の庶務手続等は、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。